

資料A；12/4 本会議冒頭市長あいさつ（抜粋）

また、ご承知のとおり、11月30日に「住民基本台帳ネットワークシステムに係る損害賠償請求控訴事件」について、大阪高等裁判所において判決がなされ、損害賠償については、「棄却」、「箕面市在住の控訴人の本人確認情報を大阪府知事に通知してはならない」及び「住民基本台帳から控訴人の住民票コードを削除せよ」という二つの請求に対しては、後者の請求に関して「住民票コードを削除せよ」との判決がなされ、一部敗訴という結果になっております。これを受け14日以内に敗訴部分について上告するかどうかの手続きを取るわけですが、憲法上保障されたとする「自己情報コントロール権」の判断でありますとか、判決による住民基本台帳から住民票コードの削除が事務的に可能か、またその作業が住民基本台帳法に抵触するかどうかなど、検討する時間が必要なことからその対応について考慮しているところでございますので、今しばらく時間をいただきたいと考えております。

資料B；12/7 本会議説明

本日、新たに本会議をお開きくださいませ、まことにありがとうございます。十分に考慮する時間をいただきたく思い、判断が今になってしまいました。

この「住基ネット損害賠償請求事件」高裁判決は去る11月30日にされました。

控訴人の請求の趣旨は、住民票コードを含んだ本人確認情報を住基ネットに接続したことによって人格権や自己情報コントロール権等が侵害されたとの理由で「5万円の損害賠償」「大阪府への通知禁止」「住民票コードの削除」を求めたものでした。

判決は、住民票コードを削除することのみを認め、その他の請求については棄却しました。

この高裁判決は、住基ネットシステムは住民サービスの向上及び行政事務の効率化に役立つところがあり、セキュリティに関しては問題ないという姿勢であり、ただ、データマッチングや名寄せによって、個人のプライバシー情報が本人の予期しない範囲で行政機関に保有され利用される危険があるというものです。つまり、住基ネットの利点は認めながらも危うさを指摘したものです。

私自身も、住基ネットシステムが適正に制度化され運用されるのであれば、住基ネットシステムは、電子政府・電子自治体を目指し、行政効率を高め、住民の利便性の向上に寄与するものであるという認識ではあります。住基カードや電子認証などのサービスを申請する人はまだまだ、低調な状態です。全国的にも0.7%といわれ、箕面でも住基カードが668件0.5%、しか

も本来の目的外の高齢者の身分証明書としての申請が増加していると云われています。公的個人認証サービスについては147件(0.1%)にしかすぎません。全国でも同様の状態です。

そのような中で、住基ネット導入時には、93件だった適用対象事務は現在275件にと拡大し続けています。改正住民基本台帳法成立時の「住基ネットの安易な利用拡大は行わない」という付帯条件が守られていると言いがたい状況です。自分の知らないところで、自己情報がやりとりされることについて、歯止めが利かないことに不安を感じる控訴人の心情は十分に理解できます。

判決文のなかで、防衛庁の適齢者情報収集に際し、住民基本台帳法で閲覧が認められている情報以外の内容まで自治体から提供を受けていたことが明らかにされています。また12月5日付け朝日新聞・社説によると住基ネットをNHKの受信料集めに利用することも検討されていることにふれ、「利用範囲がどこまで広がるか、不安はさらに募るだろう」と掲載されています。判決文はそのような不安を取り除くためには法整備が欠かせないうえ、第三者による監視機関を設ける必要があるとしています。

箕面市行政の中では、個人情報保護条例などにより厳格に市民の方々の個人情報扱われていますが、これが住基ネットへの接続によって、想定されていない事務等に利用されることを心配されている方がいれば、そして、住基ネットによる利便性を享受するより、プライバシーを重要視する人が、離脱を主張するのであれば、危険性が想起されるかぎり、住民票コードの削除を認めるべきだという本判決を私は支持します。

判決後、職員と共に様々な角度から、この判決を吟味しました。この判決が確定した時に起こりうる事象について、多くの人のアドバイスを得、職員との意見交換に長時間掛けました。

住基ネットシステムに関わっている職員からは控訴人の住民票コードを削除することについて、システムの問題、運用の問題、他のシステム運用への影響の問題を検討する必要があるとして、最高裁判決を待つべきであることを終始主張していました。業務に携わる職員の気持ちは充分理解できます。

しかし、私は住基ネットからの離脱を望んでいる市民にまで強要することはプライバシー権を侵害し憲法13条に違反するというこの高裁判決を重く受け止め、最高裁判決に委ねるのではなく、人権を守る立場の自治体の長として、この判決を確定させることを決めました。

さらに今後、他の市民が住基ネットシステムから住民票コードの削除を求め可能性がありますが、その対応については法的、技術的側面からの検討を加え、結論をだしていく所存です。

以上よろしくご理解いただきまして、今後の行政運営にご協力いただきますようお願い申し上げます。